

# 中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO  
NAKASHIBETSU-CHO

8 No.512  
2005  
平成17年



## 「子ども神輿」

7月20日(水) 中標津神社例大祭「神輿巡行」で東中町内会・まこと町内会合同の子ども神輿が町内を練り歩きました。

年々町内会の参加が減り、今年は5町内会で3つの山車が参加。少ないながらも元気な掛け声を発し、祭りを盛り上げました。

## 発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
総務部総務課広報・調査係  
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

## 中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは [nakasi-t@arens.or.jp](mailto:nakasi-t@arens.or.jp)

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>

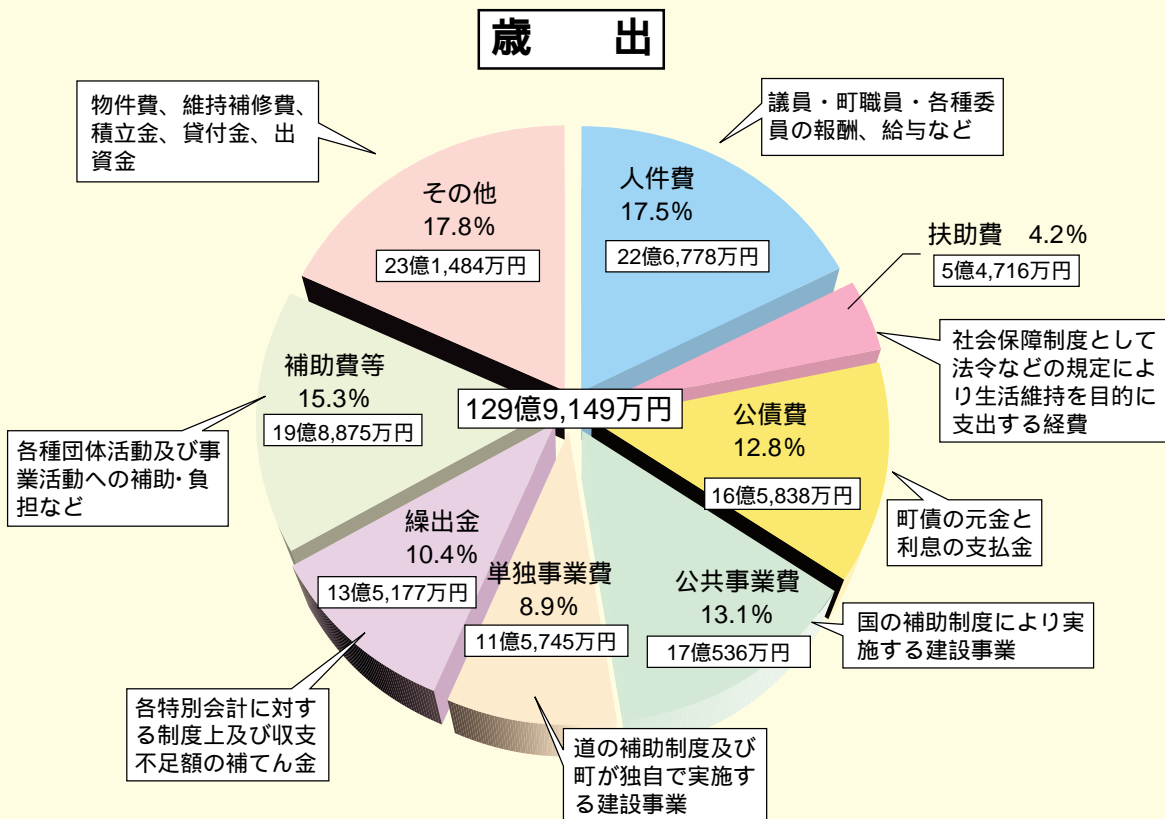


# 平成16年度 町の決算状況について お知らせします



運動公園

7月号に続き、各会計の決算をお知らせします。  
今月号では、一般会計と、老人保健特別会計及び  
介護保険事業特別会計の状況です。



注) 公債費に係る減税補てん借換債償還金(3億6,400万円)及び特定資金公共事業債償還金(4,608万円)を除く。

## 【歳出(支出)の特徴】

歳出決算額は129億9,149万円で、前年度に比べ18億5,231万円の減となっています。歳出決算額を経費の性質別に分類しますと上表のとおりとなりますが、町の職員や議会議員、各種委員に支給される人件費は1,988万円減の22億6,778万円となっています。老人や乳幼児を始めとした医療扶助、その他生活援助である扶助費は、障害者支援費などの増で4,833万円増の5億4,716万円、町の借入金の返済金である公債費は4,218万円減の16億5,838万円となっています。これら3つの経費は義務的経費といわれ、合計で44億7,332万円、対前年比で1,373万円の減、歳出全体に占める割合は34.5%となっています。

一方、投資的経費(公共事業費+単独事業費)については運動公園整備や西町公住建設、中標津中学校整備など生活に密着した事業を優先する中で、道路事業などの新規事業着手の見送りなどにより、対前年度約13億7,960万円減の28億6,281万円、歳出全体に占める割合は22.0%となっています。

義務的経費 = 支出が義務づけられており、任意に削減できない経費

投資的経費 = その支出が資本形成に向けられ、施設などが将来に残るものに支出されている経費

# 平成16年度 決算概要（普通会計）

## 「決算」とは？

町は、毎年の年度初めに、一年間にどのくらいのお金が入ってきて（歳入）どのようなことにどれだけのお金を使うか（歳出）を決めています。これを「予算」と言います。町の仕事はこの年度当初の予算によって決まっているとも言えますが、年度途中での災害や突発的な問題の解決のために、何度か予算を補正しながら一年間のお金をやりくりしています。

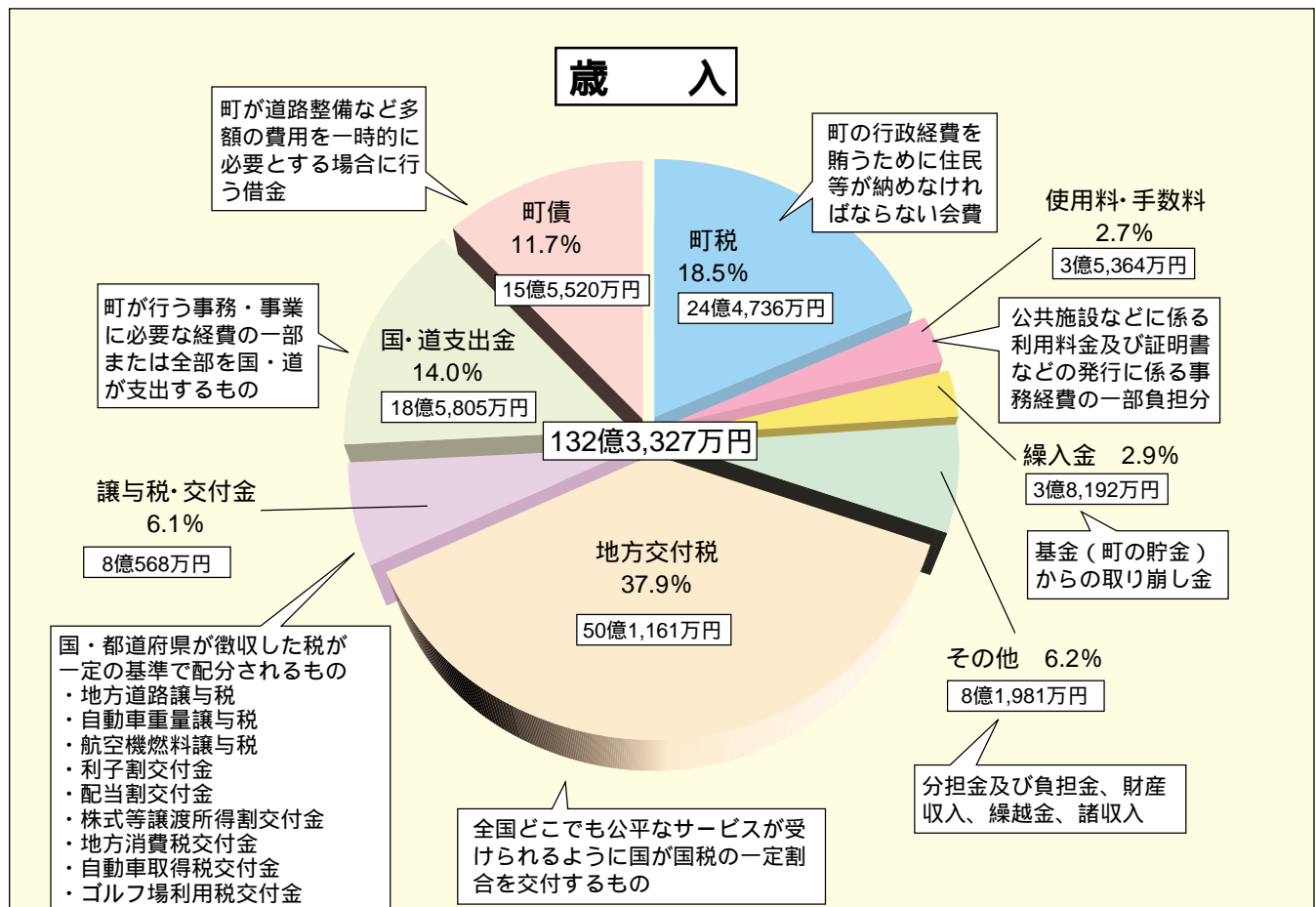
そして、実際に一年間で入ってきたお金はいくらあったのか、また、何にいくら使ったのかをお知らせするのが、今回の「決算」です。

それでは、今回は平成16年度普通会計（ 1 ）の決算の状況について、その概要をお知らせします。

（ 1 ）普通会計 - 通常公表される財政関係の統計に用いられる会計区分で、本町の場合、一般会計と町営牧場特別会計の合計

### 収 支 の 状 況

（歳入総額）132億3,327万円 （歳出総額）129億9,149万円 差引 2億4,178万円（実質収支）



注）町債に係る減税補てん借換債（3億6,400万円）及び特定資金公共事業償還補助金（4,608万円）を除く。

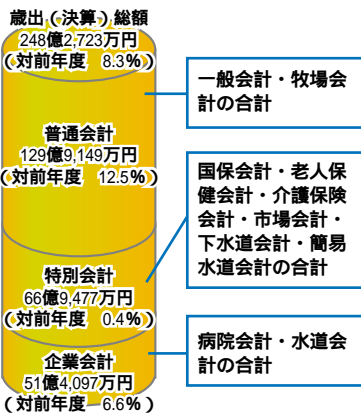
### 【歳入（収入）の特徴】

歳入決算額は132億3,327万円で、前年度に比べ19億1,494万円の減となっています。内訳は上表のとおりですが、町の収入の基本となります皆さんからの町税は、長引く景気の低迷により個人町民税（所得割）が前年を下回ったものの、固定資産税の増収によりほぼ前年並みの24億4,736万円となりました。また、町の収入で最も大きい地方交付税は、前年度に比べ6億5,225万円の減（平成12年度のピーク時と比較すると約18億9,582万円減）で4年連続の大幅な減額交付となりました。この地方交付税の減額は、国の「三位一体の改革」により今後ますます進むと予想されています。国・道支出金は、国庫補助金を伴う運動公園整備事業、西町公住建設、中標津中学校整備事業の事業量の減少に伴い5億2,145万円減の18億5,805万円となっています。町債（借入金）は、地方の財源不足を補うための制度である赤字町債の借入に加えて運動公園整備や西町公住建設、中標津中学校の屋内体育館の整備などのため、新たに15億5,520万円を借り入れました。



# 近年の町全体の財政状況についてご説明します。

## 会計別決算状況



普通会計には、減税補てん借換債償還金(3億6,400万円)及び特定資金公共事業債償還金(4,608万円)、一般会計から牧場会計への繰出金(4,193万円)を除く。

平成16年度の中標津町全体の決算額については、左図のとおり総額248億2,723万円と前年度と比較すると約22億4,000万円の減となりました。

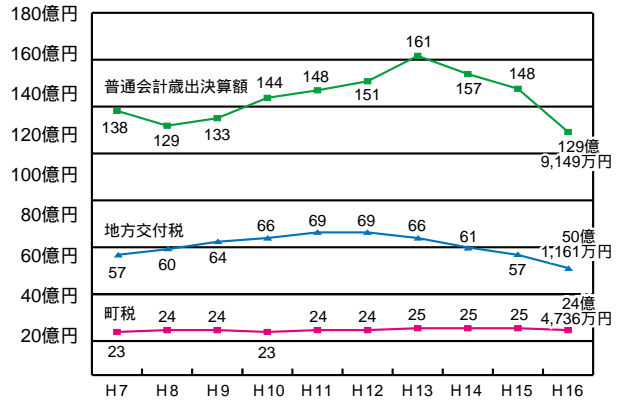
普通会計の歳出(支出)決算額は129億9,149万円で、ピーク時の平成13年度に比べ約30億7,000万円の減となりました。これは国の「三位一体の改革」による地方交付税及び国庫補助負担金の見直しなどの影響により、町の財政が大変苦しい状況を表す結果となりました。中でも、町の最も大きな収入である地方交付税は平成12年度を境として4年連続の大幅減額(総額18億9,582万円減)となり、この流れは国の「三位一体の改革」の終点と言われている平成18年度以降、抜本的な制度の見直しが行われることが予想されており地方交付税に依存しない財政構造の構築を進めなくてはならない状況になっています。

町では、国の政策などによる歳入(収入)の減少に耐えうる歳出構造改革として、平成16年度予算編成時より「中標津町経営再生プログラム」を基本に、普通建設事業の新規着手の見送り、老人バス無料化の廃止や各種貸付金、補助金などの制度凍結・縮減・廃止など、町民のみなさんのご理解・ご協力により歳出の縮減に努めてきました。

また、歳入(収入)の基本となる町税は例年並みの24億4,736万円の収入となり、収納率は89.8%で前年を0.1ポイント下回る結果となりましたが、今後とも税負担の公平性を図る面から積極的な収納率の向上に努めるものです。



普通会計歳出決算額などの推移



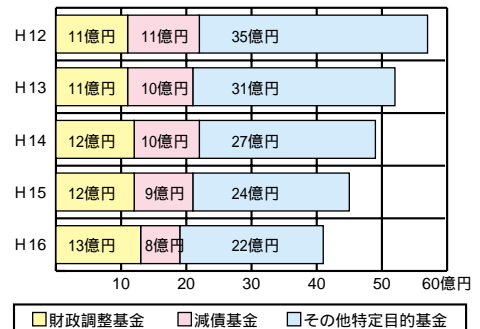
## 中標津町の貯金残高は？

中標津町では、公共施設の整備や地域福祉の増進、JR標準線の代替交通機関の確保等のために積み立て活用してきた貯金は、平成16年度末で43億4,373万円(対前年2億341万円減)町民1人当たり約18万円。そのうち、災害等の緊急的な財政需要に対応するための財政調整基金は、平成3年に設けられた酪農振興基金(1億円)が他の制度への移行に伴い廃止されたため財政調整基金へ振替となったことから13億1,909万円となり、借入金返済のための減債基金は、収入の減少を補てんする目的から8,000万円を取り崩したため8億4,565万円、この財政調整基金と減債基金の基金は、いわゆる必要に応じていつでも使うことのできる貯金とされており、2つの基金を合わせた残高は21億6,474万円(対前年4,424万円増)で町民1人当たり約9万円となっています。

なお、平成16年度中の取り崩しの主なものは、医療施設整備基金で8,766万円や総合文化会館建設のための借金(町債)の返済に充てた総合文化会館建設基金6,889万円(平成16年度で完済)となっています。

その他特定目的基金 = JR代替輸送確保基金、総合文化会館建設基金、地域振興基金など

基金(貯金)残高の推移

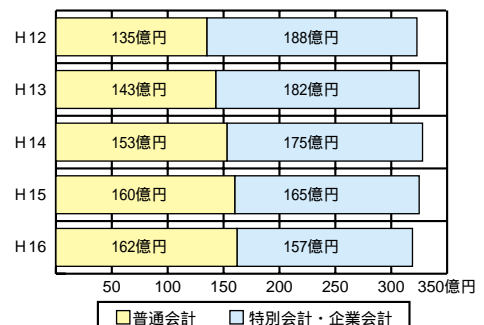


## 中標津町の借入金残高は？

中標津町ではこれまで、厳しい財政環境の中で景気対策や基盤整備のために借入金を有効に活用してきました。平成16年度の普通会計においては、中標津中学校整備事業や運動公園整備事業、地方交付税の不足分を市町村が借り入れる赤字町債などにより新たに15億5,520万円を借り入れ、13億1,719万円返済したことから162億900万円(対前年1億9,193万円増)町民1人当たり約68万円の残高となっています。さらに特別会計と企業会計を合わせた町全体では319億824万円(対前年5億5,375万円減)町民1人当たり約134万円の残高となっています。これらの返済は、今後の財政運営を圧迫する要因ともなることから、平成16年度より「中標津町経営再生プログラム」の中で借入の上限を6億円(通常建設事業債)に設定し必要最小限の借入に抑制しています。

町民1人当たり = 人口は、H17.3.31日現在 23,774人で算出

町債(借金)残高の推移



平成16年度決算額

(万円)

歳 入		歳 出	
支払基金交付金	10億9,393	総 務 費	392
国 庫 支 出 金	4億4,079	療 養 諸 費	17億3,319
道 支 出 金	1億 512	諸 支 出 金	605
繰 入 金	1億1,328		
繰 越 金	605		
諸 収 入	55		
合 計	17億5,972	合 計	17億4,316

歳入歳出差引額1,656万円は、平成17年度へ繰越し

【主な歳出の内訳】

療養諸費

- ・ 給付費... 入院、外来、歯科、調剤、訪問看護等を受診した際、医療費から本人一部負担金を除いた分を受診した保険医療機関に支払う費用。
- ・ 支給費... 柔整、鍼灸を受診した際、医療費から本人一部負担金を除いた分を受診した保険医療機関に支払う費用。  
高額医療費の自己負担限度額を超えた分を、対象者の方に支給する費用。

「老人保健制度」は、高齢化社会の進行に伴い、年々老人医療費が増え続ける中で、みんなで医療費を出し合い、お年寄りの方が病気になっても安心して医療が受けられるための制度です。

老人保健特別会計は、支払基金交付金（各医療保険者からの拠出金）と国および道の負担金、町からの繰入金（税金から）で運営されています。

16年度決算では、前年度からの比較で約780万円（約0.4%）増の17億4,316万円（老人医療受給者数約2,150人、対前年度比3.7%減）となりました。前年度に比べてほぼ横ばいで推移していますが、入院の給付費が約2,844万円（3.4%）の増額となっています。

そのような中で、平成14年10月の老人保健法の改正により、老人医療受給者の対象年齢が引き上げられたことと、自己負担額（1割・2割負担）の増額により、受診件数、受診日数は減となっています。

今後も病気の多様化と長期化が考えられ、高度医療・診療科目の細分化等により、医療費の増加は避けられない状況になっていくと考えられます。受給者一人ひとりが日ごろから健康づくりを心がけ、重複受診や頻回受診の抑制に努め、適正な医療受診をしましょう。

介護保険は、高齢により介護が必要となった人が、その人の持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを受けるために、社会のみんなで支え合う制度として、平成12年4月からスタートしています。

その運営については、在宅や施設でのサービス費（保険給付費）の半分を保険料（\*第1号被保険者18%・第2号被保険者32%）で、残り半分を国25%、道12.5%、町12.5%でまかっています。

介護が必要と認定された人数は、平成16年度末現在567名で、平成15年度末に比べ54名の増加となっており、今後も高齢者人口の増加に伴い増えることが予想されます。

第1号被保険者の保険料の額は、3年毎に見直され、現在の保険料の額は、平成15年度から平成17年度までの保険料の額となっています。

平成16年度では、予定した保険給付費の総額を若干下回ったため、271万円の剰余金が出ましたので、これを介護給付費準備基金に積み立て、今後保険給付費が不足した場合にその財源に充てることになります。

\* 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、年金からの天引きか納付書での納付により収納されます。

\* 第2号被保険者（40歳～64歳の方）の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せされ、医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を経由して町に交付されます。



平成16年度決算額

(万円)

歳 入		歳 出	
【保険事業勘定】		【保険事業勘定】	
保 険 料	1億6,316	総 務 費	6,549
国 庫 支 出 金	1億9,337	保 険 給 付 費	7億8,823
支払基金交付金	2億5,508	財政安定化基金拠出金	83
道 支 出 金	9,964	財政安定化基金償還金	1,220
一般会計繰入金	1億6,391	そ の 他	2,813
繰 越 金	2,805		
そ の 他	11		
(小 計)	(9億 332)	(小 計)	(8億9,488)
【サービス事業勘定】		【サービス事業勘定】	
サ ー ビ ス 収 入	916	事 業 費	1,590
一般会計繰入金	670		
そ の 他	4		
(小 計)	(1,590)	(小 計)	(1,590)
合 計	9億1,922	合 計	9億1,078

歳入9億1,922万円から歳出9億1,078万円の差引き額844万円は、271万円を介護給付費準備基金に積み立て、573万円は次年度へ繰越し。  
**保 険 事 業 勘 定**～被保険者資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定・調査、保険給付等介護保険の運営に係る勘定科目  
**サ ー ビ ス 事 業 勘 定**～居宅介護支援事業の運営に係る勘定科目

【主な歳出の内訳】

- 保 険 給 付 費...在宅、施設等の介護報酬、住宅改修費等の療養費、高額介護サービス費など
- 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金...北海道が設置する財政安定化基金への法定拠出金
- 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金...借入金の償還金

# 給与と職員数のあらまし



## 諸手当

給料以外の諸手当には次のものがあり、それぞれ支給される職員の範囲、手当の額（表）などが定められています。

表 職員手当の状況（平成17年4月1日現在）

手当の名称	支給金額等																
期末・勤勉手当	平成16年12月の期末・勤勉手当から役職加算額を20%削減しています。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.4月分</td> <td>0.7月分</td> <td>2.1月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.6月分</td> <td>0.7月分</td> <td>2.3月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.0月分</td> <td>1.4月分</td> <td>4.4月分</td> </tr> </tbody> </table>	支給月	期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.4月分	0.7月分	2.1月分	12月期	1.6月分	0.7月分	2.3月分	計	3.0月分	1.4月分	4.4月分
	支給月	期末手当	勤勉手当	計													
	6月期	1.4月分	0.7月分	2.1月分													
	12月期	1.6月分	0.7月分	2.3月分													
計	3.0月分	1.4月分	4.4月分														
職務上の段階、職務の級等により加算措置がある。（5%～15%）																	
寒冷地手当	平成16年度の人事院勧告により支給額及び支給方法が改正されています。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,380円</td> <td>14,580円</td> <td>10,340円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	26,380円	14,580円	10,340円								
	世帯主である職員		その他の職員														
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員															
26,380円	14,580円	10,340円															
11月から3月までの各月給料日に世帯等の区分に応じ支給。（月額支給）平成17年度から4年間を激減緩和経過措置期間として毎年度減額する。																	
扶養手当	・配偶者 13,500円																
	・扶養親族（配偶者を除く） 2人目まで 1人 6,000円 3人目から 1人 5,000円 （満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算）																
住居手当	・借家・間借の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給																
	・持ち家の場合 10,000円																
通勤手当	・自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円の範囲内で支給																
	・交通機関利用者 支給単位期間の月数で除して得た運賃額を支給（但し、55,000円を限度とする。） いずれも通勤距離が2km以上の者																
管理職手当	管理又は監督の地位等の職にある者に支給 給料月額100分の10～100分の15までの3段階																
その他	時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当など																

- （注）1 「管理職手当」については、極めて厳しい財政状況を鑑み、支給額縮減措置として平成14年度から支給額の10%削減を実施しています。
- 2 平成16年度に「特殊勤務手当」及び「特勤勤務手当」の見直しを行い、特殊勤務手当は6区分の手当を廃止して3区分とし、特勤勤務手当は廃止しました。

## 職員数

町職員の定数は、条例で上限が540人と決められており、職員数の状況は、表のとおりです。

表 部門別職員数の状況

区分	職員数			摘要
	平成16年度	平成17年度	対前年増減数	
一般行政部門	179人	176人	3人	
特別行政部門	90人	88人	2人	教育関係
公営企業等会計部門	224人	220人	4人	病院、水道、下水道、簡易水道・国民健康保険、介護保険の各会計
合計	493人	484人	9人	

（注）職員数は、教育長を除いた職員数となっています。

## 特別職の給料・報酬

平成17年度からは厳しい財政状況と行政システムのスリム化に鑑み、収入役の事務を助役に兼掌（収入役の廃止）させる条例が施行されました。

町長をはじめ、常勤の特別職の給料と町議会議員の報酬は表のとおりです。

表 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当
給料	町長 762,300円	6月期 2.10月分
	助役 611,100円	12月期 2.30月分
	教育長 549,900円	計 4.40月分 加算措置割合15%
報酬	議長 306,000円（296,000円）	6月期 1.95月分
	副議長 245,000円（237,000円）	12月期 2.45月分
	委員長 219,000円（212,000円）	計 4.40月分
	議員 193,000円（187,000円）	加算措置割合15%

- （注）1 特別職（町長・助役）及び教育長の給料月額については、町の大変厳しい財政状況を鑑み、歳出削減措置として平成17年度において給料月額の10%減額を実施。
- 2 特別職（町長・助役）及び教育長の期末手当については、町の財政状況を鑑み、人件費縮減措置として平成16年12月期末手当から役職加算額の20%削減を実施。
- 3 議会議員の報酬月額については、平成15年12月から約3%の減額（カッコ内の額を支給）を実施し、期末手当支給時の加算措置割合を平成16年12月期末手当から20%の縮減を実施。

## 定員適正化計画

町では、近年の地方財政を取り巻く環境が極めて厳しく、行財政改革の推進が喫緊の課題となっている今日、財政の硬直化の大きな原因となる人件費の抑制を図り、定員管理の適正化にむけた取組を一層推進することが必要であることから、平成15年10月に3ヶ年の「第二次職員定員適正化計画」を策定し、適正な職員配置による効果的な行政運営に努めています。

定員適正化計画の進捗状況は表のとおりです。

表 定員適正化計画の進捗状況（普通会計職員）

計画期間：平成16年度～平成18年度

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
目標の職員数	-	276人	273人	269人
実績の職員数	280人	273人	268人	-人
目標との比較	-	3人	5人	-人

（注）職員数には、教育長を加えた職員数となっています。





第49回

# なかしべつ夏祭り

なかしべつの夏のイベント「なかしべつ夏祭り」「大平原花火大会」の日程が決定しました。

これにより、「花火大会」は8月12日（金）、「夏祭り」は8月13日（土）～14日（日）の日程でしるべつと広場（町文化会館横）を主会場に開催します。皆さまのお越しをお待ちしています。各イベントは下記のとおりですが、最終決定ではありませんので変更することがあります。詳しくは実行委員会にお問い合わせください。

## 12日（金）

大平原花火大会（19：20～20：20）  
（中標津町商工会主催）東19条付近標津川河川敷

## 13日（土）

安全祈願祭（10：00～10：30）ステージ  
ラジコンカー無料体験走行会  
（10：30～14：00）交通センター裏駐車場  
バンド演奏（オルケスタ・ナカシベツ・リブレ）  
（10：30～11：00）ステージ  
ネバーワイプアウト（11：00～12：00）文化会館前庭  
知力、体力、時の運（11：30～13：00）ステージ・ステージ前  
ちびっこピンゴ大会（13：00～14：00）ステージ  
パレード＜音頭踊り・提灯みこし・ヨサコイ＞  
（14：00～16：00）中央通（東1条～東7条）  
とく蔵くん・祭りだワッショイ抽選会  
（16：00～17：30）ステージ  
なかしべつ万灯YOSAKOIまつり＆  
第5回YOSAKOIソーラン祭り釧根支部大会  
第1会場（18：00～21：00）ステージ前  
第2会場（18：00～21：00）南2丁目道路あるる前

## 14日（日）

ストラックアウト（10：00～11：00）ステージ前  
RCパークブレンデモ飛行＆  
RCブレンシミュレーション体験飛行会  
（10：30～12：15）交通センター裏駐車場  
ラジコンカー走行会  
（12：30～15：00）交通センター裏駐車場  
北方四島ピンゴ大会（11：00～12：00）ステージ前  
ミニパークゴルフ大会（12：00～13：00）ステージ前  
なかしべつ東西対抗綱引き大会  
（13：00～13：30）南3丁目通（東1条～東7条）  
綱引き大会表彰式・参加者抽選会  
（13：30～14：30）ステージ  
たたき売り（14：30～16：00）ステージ前  
キックd eピンゴ（16：00～16：30）ステージ前  
THE太鼓（16：30～17：50）ステージ  
親子・子供仮装盆踊り（18：00～19：30）広場  
一般仮装盆踊り・北海よされ節（19：30～21：30）広場  
提灯購入抽選会・閉会式（21：30～）ステージ

主催 なかしべつ祭り実行委員会

（役場内 ☎ 73 - 3111）

# 町職員の給

町職員の給与は、基本給としての給料と期末・勤勉手当や扶養、住居、通勤手当などの諸手当から成り立っています。

給与は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「中標津町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、これらの職員に支給される給与費と使用者負担分の共済費を合わせた人件費は、毎年予算計上され、町議会で審議されています。

この内容を町民の皆様にご理解いただくため、職員数の状況とともに、その概要をお知らせします。

なお、町職員の給与水準は、国家公務員の給料を100とした「ラスパイレス指数」でみてみますと、平成16年4月1日現在、全道市町村平均95.9、中標津町を除く根室管内3町の平均96.2に対して、中標津町は94.9となっています。

また、当町は本年度（平成17年4月～平成18年3月）の財政改革で、経営再生プログラムにより歳出削減措置として、職員給与の5%削減措置を実施しており、平成16年4月1日の給料で試算したラスパイレス指数は90.1となります。

## 決算と人件費

人件費には、毎月の給与のほか退職手当や共済費の使用負担分など広い範囲の経費が含まれています。（表は決算統計による人件費の状況）

また、月々の給料と諸手当、期末・勤勉手当を合わせた職員給与費の内訳は表のとおりです。

表 人件費の状況（普通会計決算）

区分	人口	歳出総額A	人件費B	人件費率B/A
15年度	23,648人	14,843,797千円	2,287,653千円	15.4%
16年度	23,774人	12,991,489千円	2,267,779千円	17.5%

- （注）1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。  
2 「普通会計」とは、一般会計と町営牧場特別会計を合わせたものです。  
3 人口は、各年度の3月31日現在の住民基本台帳人口です。

表 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数A	給与費			1人当たり給与費B/A
		給料	諸手当	計B	
17年度	266人	1,005,578千円	601,404千円	1,606,982千円	6,041千円

- （注）1 諸手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算額です。

## 平均給料月額と初任給の状況

給料表は、一般職と医療職に区分され、職務の内容と責任の程度に応じて、それぞれいくつかの級に分かれています。一般行政職員の初任給と平均給料月額（平成17年度は給料月額の5%を削減）は表のとおりです。

表 初任給と平均給料月額（平成17年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数区分別平均給料月額			平均年齢	平均給料月額
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満		
一般行政職	大卒	162,165円	261,600円	299,200円	43歳1月	322,600円
	短卒	141,075円	219,300円	297,300円		
	高卒	131,860円	218,000円	269,100円		

- （注）「一般行政職」とは、保健師、医療技術職、教育職などの特殊な職種を除いた一般事務職や一般技術職をいいます。

# 西川 孝の なかしべつ再発見

最終回

根釧台地の生命よ永遠なれ

画家 西川 孝



開陽台晩夏

単位面積当たりの収益でみれば、北海道米を産む石狩・空知あたりや、赤ダイヤを産む十勝の農業と、原野の酪農は同じ土俵で語れない。  
かつて「不毛の地」とまで異名をとった大地でもある。夢破れて離農された跡にスモモや観賞用の豆リンゴ・グスベリ等だけが今年も実をつけている。  
それでも人も自然も命を繋いできた。それどころか今、中標津は奥根室の中核都市を形成しようとしている。国や道の開拓政策に始まり、基幹産業酪農の発展に伴い、曠野の人脈に代表される偉業と、何よりも

厚床と標茶から標津・羅臼への交通の交点として、地理的な利を得て自然発生的に誕生した街ではないかと思う。

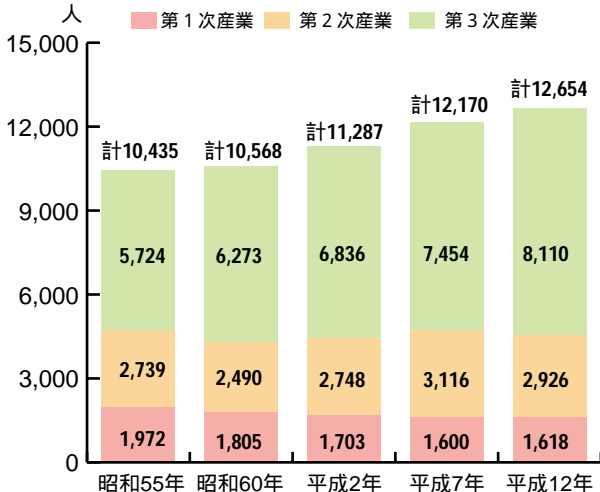
東知床市は成立しなかったが、実質的に人と物の交流は新しい経済圏・生活圏を誕生させている。

いかにもアメリカナイズされた東武サウスヒルズや大型店の進出は消費都市としての中標津を象徴している。だがそこに原野ブランド商品の少ないのは残念である。  
この低温日照不足の気候風土が変わることとはないとすれば、原野に生き抜いて来た精神を忘れてはならないと思う。――烈風のやいばに、幾たびか幹は切られども伸び、凍傷のくま手に幾たびか肌はむしられどもいやし、枯渇の死をのがれて、根は深く大地に水を求め・・・歳月がなんであるのか、生命がなんであるのか、お前は確かに覚えているだろう。私は、それを前から聞きたい。――と、昭和四十四年中標津町の教育六号に、沖津日出雄校長は「原野の古木（カシワ）」の中で、自問している。加えて、世界的に合理主義優先から人間だけでなく、他の動植物の生命も思いやり共存と共生のバランスを考える環境優先への時代へと変遷しつつある。万物の霊長としての人間の勤めも果たさねばならない新しい模索の時代が原野にも到来した。私はそんな台地の自然と人間の生命流転の息吹を、自分流にキャンパスに記憶させたい。



盛夏

過去5回の産業別就業人口の推移（中標津町）

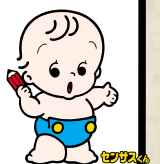


各回ともその他の就業者（分類不能者）についてはグラフに表示していません。

産業別人口の推移  
中標津町の基幹産業である農業などの第一次産業に就業している方々が減る一方、卸小売業やサービス業などの第三次産業に就業する方々が増加している傾向にあります。  
平成十六年の商業統計調査の結果、年間販売額が全道町村で二番目になるなど、第三次産業の発展が中標津町の人口増に関係していることが分かります。

国勢調査に従事する調査員の方々が先日決定し、調査実施に向けての準備も順調に進んでいます。調査員を引き受けてくださった方々には、この場をもってお礼申し上げます。  
今月号では、過去五回の結果における、中標津町の産業別人口の推移についてお知らせします。

2005  
国勢調査







## 「現在の精神科とは？」

町立中標津病院 精神科医長 鈴木康義



最近は、「ねむりの先生」などと呼んでいただき、抵抗なく受診して下さる方が多くなってきています。治療薬もここ五、六年で大きく進歩し、依存性や習慣性の面などから安全になったせいか、患者様が薬剤名を指定してこられる場合もあり、情報化社会という新しい時代の流れを実感します。

一昔前は、「幻覚、妄想の治療が精神科」と思われ、「一部の方のための特殊なところ」という印象がありました。今では、診療の流れも内科などと同じで、多くの方が気分や体調の不良で受診されています。

現在、患者様の八割は、「ねむれない」「だるい」「やる気が出ない」「頭が痛い(重い)」「肩がこる」「いらいらする」「動悸がする」「何となく不安」などの

症状でやって来ます。これらの症状が長期間(二週間以上)続く場合は、「うつ病」が疑われます。

「うつ病」はストレスが多ければ、誰でもなる可能性があり、「十五人に一人」は一生涯に一度はうつ病にかかり、女性は男性の二倍、うつ病になりやすいと言われています。

これは、女性特有の月経前、妊娠出産、子育て、更年期等に症状が出やすくなるからです。

うつ病は、体にスイッチを入れる「神経伝達物質」の量や働きが低下してしまつたため、本人がどんなに努力しても、やる気が出ません。そのため、単なる「気の持ちよつ」ではなく、神経伝達物質をもと通りにするための「治療薬」が必要で、治療をしないといつまでも症状が続くことが多いのです。

その他、統合失調症(分裂病)や認知症(ちほう)などの治療や予防も行っています。

いずれにしても、ストレスが神経にダメージを与え、以上のような様々な病気を引き起こすため、人間の神経も「消耗品」である以上、時には、精神科での健診、手入れを行い、予防していくことが重要です。

人生長くて百年、限られた時間を「生き生き過ごす」「も一生、よくよ悩む」「も一生、皆様の一日一日が「宝物」であるように精神科スタッフ一同、願っています。

## 老人保健で医療を受けるみなさまへ

平成十七年八月からお医者さんにかかる時に**二割負担となる方**(一定以上所得者)の判定基準が変わりました。

老人保健で医療を受ける方は、お医者さんにかかるときの自己負担は原則一割ですが、一定以上所得者は二割となります。

その一定以上所得者を判定する基準が左表のとおり見直されましたのでお知らせします。

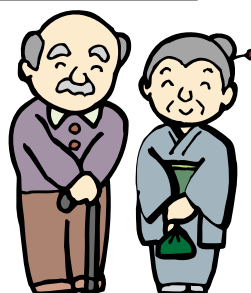
### 一定以上所得者の判定基準

	平成17年7月まで	平成17年8月から
住民税課税所得	124万円以上	145万円以上
複数世帯	637万円以上	621万円以上
単身世帯(本人の収入)	450万円以上	484万円以上

同じ世帯にいる70歳以上及び老人保健で医療を受ける人全ての収入の合計額

同じ世帯に一定以上所得者がいる場合は、世帯の対象者全員が一定所得者となります。

詳しくは、保険介護課国保医療係まで。





8	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

## 税金

8月は町道民税(第2期)  
国民健康保険税(第3期)  
介護保険料(第3期)の納期です

町道民税の第2期と国民健康保険税の第3期、介護保険料の第3期の納期限は8月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

固定資産税の第1～2期、町道民税の第1期、軽自動車税全期、国民健康保険税及び介護保険料の第1～2期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

### ～町税等各種収納金の

納付は口座振替で～

### < 8月の収納窓口休日開設及び

平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
28日(日)	15日(月) 31日(水)
午前9時～ 午後5時まで	午後5時15分～ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

### 8月31日(水)は 個人事業税第1期の納期限です

個人事業税は、事業を行っている個人の方にその事業の所得を基礎として課税される道税です。

納税通知書が届いた方は、忘れずに納期限までに納めましょう。

詳しくは、根室支庁総務部税務課課税係 ☎0153(24)6479まで。

### スズメバチにご注意!

この時期は、スズメバチの活動が活発になる時期です。昨年は、スズメバチが大量発生し、市街地でも住宅の軒下などに巣がつくられた相談が多く寄せられました。

巣を発見した場合は、不用意に近寄らないようにしましょう。

人通りのあるところなどで巣を発見した場合は、生活課環境衛生係まで相談してください。

### 町立病院からのお知らせ

八月の整形外科診療日は、上記カレンダーの印のとおりです。町立病院では、個人情報保護のため、入院患者さんに関する電話での問い合わせや来院されたの問い合わせ、面会のご希望については、患者さんのご意向に沿った対応をしており、必ずしもご希望に沿えない場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。詳しくは、町立中標津病院医事課 ☎(72) 8200まで。

### 平成十八年度根室支庁管内 町職員採用資格試験実施の お知らせ

採用予定町及び採用予定人数  
別海町三名、標津町一名、  
羅臼町二名

### 受験資格

- ・ 高校卒 (短期大学卒及び専門学校卒を含む)  
昭和五十七年四月二日、  
昭和六十三年四月一日までに生まれた者
- ・ 大学卒  
昭和五十五年四月一日、  
昭和五十九年四月一日までに生まれた者
- ・ 共通事項  
日本の国籍を有しない者、又は地方公務員法第十六条の各号に該当する者は受験できません。

### 願書配布

各町役場総務課にあります。

### 試験方法

- ・ 高校卒：教養試験、作文試験
- ・ 大学卒：教養試験、論文試験

### 試験期日及び試験会場

- ・ 試験日 九月十八日(日)
- ・ 会場 中標津町役場

### 受付締切

八月十二日(金)

受付時間は午前九時～午後五時  
まで(土・日曜日は除く)

郵送の場合は、八月十二日(金)  
までの消印のあるものに限る

### 申込・問合せ先

総務課職員係または、根室支庁  
管内各町役場の総務課まで。

### ごみ収集のお知らせ

八月十六日(火)はお盆休みのため、「ごみの収集」及び「ごみ最終処分場」は休みとなりますのでお知らせします。  
詳しくは、生活課環境衛生係まで。

### 救命手当講習会の受講者を募集します

中標津消防署では、中標津保健所と共催して九月九日の『救急の日』にちなみ、病気などにより突然意識を失い呼吸や心臓が止まるかこれに近い状態に陥った人やケガ

により大出血している人に行う救命手当(心肺蘇生法とAEDの取り扱い、止血法)を対象とした普通救命講習を開催します。

また、以前に普通救命講習を受講された方に対しての再講習も開催します。

- ・ 日時 九月十日(土)
- ・ 普通救命講習  
午後一時～午後四時
- ・ 再講習  
午前十時～午前十一時三十分

### 会場

中標津消防署 講堂

### 募集人員

両講習とも三十人程度、中学生以上を対象とします。

また、再講習は普通救命講習修了者が受講の条件となります。

### 受講料

無料

### 応募締切

八月三十一日(水)

申し込み、その他詳しくは中標津消防署救急救助係 ☎(72) 2181まで。



くらしの広

健康

骨粗鬆症検診のお知らせ(9月分)

**申込期間** 8月5日～8月19日の平日  
**実施期間** 9月1日～9月30日の平日  
**対象** 20歳以上の女性  
**内容** 問診、骨密度測定(手首)、診察  
**料金** 1,300円(70歳以上は600円)  
**定員** 1日2人(午前中)  
**実施場所** 町立中標津病院  
**申込先** 中標津町保健センター(成人保健係)  
 ☎72-2733まで

乳がん検診のお知らせ(9月分)

**申込締切** 8月22日(月)  
**実施日** 9月26日(月)  
**対象** 40歳以上の女性  
**内容** 問診、マンモグラフィー撮影、視診・触診  
 マンモグラフィー撮影は乳房X線撮影装置を用いた画像診断法で、手に触れない段階のがんや乳腺の疾患などの診断に役立ちます。  
**料金** 40～69歳 2,600円  
 70歳以上 1,300円  
**定員** 25人  
**実施場所** 町立中標津病院  
**申込先** 中標津町保健センター(成人保健係)  
 ☎72-2733まで

福祉

「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集について

障害のある人とない人が地域社会等の中でのふれあいを通じて学んだことなどを広く知ってもらい、障害者に対する理解を促進しようとする目的で「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集します。  
**募集期限** 9月2日(金)  
**提出先** 福祉課社会福祉係  
 詳しくは、福祉課社会福祉係まで。

中標津空港からのお知らせ

中標津空港では、保安検査の強化を実施しています。搭乗手続・手荷物検査場・ご搭乗口等において、検査に対するご理解・ご協力をお願いします。  
 なお、保安検査により混雑する場合がありますので、ご搭乗のお客様はお早目に空港にお越し下さるよう併せてお願いします。

中標津消防団総合訓練のお知らせ

町民の生命や財産を火災などの災害から守るために活動している消防団員が、日頃の訓練成果を示すため、団員の整列、消防車の点検や放水訓練を行います。  
**日時** 八月二十八日(日)  
 午前十時～  
 午前十一時二十分  
**点検会場** 中標津消防署前(団員の整列、消防車の点検、講評等)  
**放水訓練** 役場第二駐車場(森林公園入り口、みどり川)、消防車四台、小型ポンプ三台による放水  
**午前八時三十分**に屋外サイレン召集信号、**午前十時三十分頃**、消防署前から役場第二駐車場まで、消防車がサイレンを吹鳴して走行します。

なかしべつ空港まつり開催のお知らせ

詳しくは、中標津消防署管理課 消防団係 ☎(72)2181まで。  
 中標津空港「空の日」実行委員会では、管制塔などの空港施設見学会や航空機乗員との記念撮影などを行う「なかしべつ空港まつり」を開催します。  
**日時** 九月四日(日)  
 午前九時三十分～  
 午後三時三十分  
**主なイベント内容**  
 ・管制塔、無線機器室、気象施設の見学  
 ・海上保安庁機のデモフライト、救助訓練  
 ・航空機乗員との記念撮影会  
 ・化学消防車の放水訓練  
 ・バスでの飛行場内見学  
 ・「空の日」記念グッズのプレゼント、お祭り広場、餅まきなど

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回)が支給されます。支給の対象となっている方は、忘れずに請求してください。  
**請求期限** 平成二十年三月三十一日  
 詳しくは、福祉課社会福祉係まで。  
**第一回北方領土まで歩こう会のお知らせ**  
 ノサップ岬に向けて、北方領土までの距離の三つのコースを実際に歩く会が開催されます。  
**開催地** 根室市  
**開催日** 九月十一日(日)  
 雨天決行

コース

国後コース(十六km)  
 水晶コース(七km)  
 貝殻コース(三・七km)

**主催** 北方領土隣接地域振興対策根室管内市・町連絡協議会  
**参加資格** 健康な人ならどなたでも参加可能(小学生以下は保護者同伴)  
**参加定員** 五百名  
**参加費** 二百円(保険料分)  
**申込受付期限** 八月三十一日(水)  
**申込方法** 申込書(役場、文化会館、体育館、経済センターに配置しています)を役場総務課北方領土対策係へ直接か郵送で提出  
**問合せ先**  
 〒087 8711 根室市常盤町二丁目二十七番地(根室市役所総務部北方領土対策室内) 北方領土まで歩こう会事務局 ☎0153(23)6111(内線2229)まで。





平成七年七月一日にオープンした中標津町総合文化会館「しるべつと」が、今年でオープン十周年を迎えました。札幌交響楽団演奏会を皮切りに「しるべつとオープン十周年記念事業」がスタートし、十二月まで色々な催しが企画されていますので、皆様のご来場をお待ちしています。  
 (写真は七月十七日(日)、多くの観客で会場が埋まった「子どもステージ in しるべつと」の様)



地球が丸く見える  
 7/1  
 オープン  
 十周年

本年度より、西澤町長が可能な限り出席して開催されることになった「まちづくり出前講座」の第一弾が、広陵中学校三年生の社会科の授業に併せ開催されました。  
 「私たちの町、中標津を考えよう」というテーマについて学習を重ねた中で出た質問事項に対し、西澤町長、町の担当者から直接回答を得られる機会ということ、生徒の皆さんは真剣に説明を聞いていました。



地球が丸く見える  
 7/14  
 まちづくり  
 出前講座

中標津町交通安全協会計根別支部主催の交通安全街頭啓発事業が、計根別市街バスターミナル前で行われました。街頭啓発に参加した計根別幼稚園の園児は、交通安全のタスキを掛け、自作の小旗を振りながら「スピードを出さないでください!」「シートベルトをしてください!」とドライバーに呼びかけていました。



地球が丸く見える  
 7/19  
 交通安全を  
 呼びかける

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。

( ) 内は前月比

誕生	22人	死亡	10人
転入	83人	転出	63人

6月30日現在住民登録人口

町の人口	24,007 (+32)
男	11,813 (+23)
女	12,194 (+9)
世帯数	10,116 (+5)